

行政処分簿

被処分者	認定証番号	徳島県公安委員会 第57号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	大一代行
	主たる営業所が所在する市区町村	板野郡北島町
処分年月日		令和6年2月2日
処分内容		指示処分
処分理由		変更届出書の報告遅延による変更届出義務違反
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項
処分を行った公安委員会		徳島県公安委員会